

2012 年度卒業論文

山田正雄ゼミナール

ID がもたらすもの

～情報連携で便利な世の中へ～

日本大学法学部 経営法学科 4年

学籍番号：0940117

菅野昇平

はじめに

インターネットの普及に伴い、そこにおいて提供されるサービスを受けるため、多くのIDが発行されている。IDは非常に多く存在し、身近な存在であり、現在の便利な生活を送るうえで不可欠なものである。インターネットにおいては、そのIDと関連させてポイントや電子マネーなどの企業通貨ビジネス、金融ビジネス、広告ビジネス、情報連携ビジネスなど幅広い広がりを持つ。

しかし、日本ではリアルのポイントカードやインターネットサービスにすでに多くのIDが氾濫している。個人が管理できるIDの数は限られており、そのため、IDを連携したサービスの提供に期待が寄せられている。IDの連携や統合により、利用者は、入力作業が簡易になるとともに、多くのID/パスワードを管理する煩雑さを回避できるなど、その利便性は高まり、IDによるサービスの利用を更に活性化させることができる。それによりIDの価値が更に高まるはずである。一方、事業者としても、顧客を確保し、顧客情報の分析により収益機会を増大させるなどの利点がある。しかし、事業者としては、連携先も含めたグループ全体の信用を確保し、顧客等の情報管理体制を整備するとともに、プライバシーに関する情報の利用に当たり説明責任が生じるなどの課題がある。今後、インターネットにおけるビジネスを健全に発展させていくためには、ID連携も含め、利用者が安心して安全にサービスを利用できる環境づくりを関係者が協力して進めていく必要がある。

本論文では、IDによって可能になるさまざまなサービスを検証していき、実際のIDビジネスや情報連携のサービスや諸外国のID事情を例に挙げて、IDに秘められた可能性と情報連携によって発生するメリット等の展望を考察していきたい。

- 目次 -

はじめに

1 IDとは

- 1.1 IDの定義
- 1.2 IDの種類
 - 1.2.1リアルID
 - 1.2.2バーチャルID
 - 1.2.3リアル・バーチャル共通ID
- 1.3 ID情報の種類

2 IDビジネス

- 2.1 IDビジネスの分類
- 2.2 IDの連携ビジネス
 - 2.2.1 Open ID
 - 2.2.1.1 Orange
 - 2.2.1.2 Open Government Initiative
 - 2.2.1.3 OpenIDファウンデーション・ジャパン

3 公的セクターのID

- 3.1 国民ID
- 3.2 電子政府
- 3.3 住民基本台帳カード

4 諸外国のID事情

- 4.1 ドイツ
- 4.2 スウェーデン
- 4.3 エストニア
- 4.4 マレーシア

5 IDに関する法制度

- 5.1 個人情報保護法
- 5.2 電子署名法
- 5.3 金融商品取引法

6 今後の展望

終わりに

1 IDとは

IDとは、利用者を識別するために用いられる符号のことを示す。「ユーザー名」や「ユーザーID」などと呼ばれることが多く、一般的にIDはパスワードとセットにして用いられる。多くのシステムでは、IDはアルファベットや数字を用いて設定することができる。

1.1 IDの定義

IDとは日本語になりづらい言葉である。読み方は「アイディー」や「アイデンティティー(Identity)」や「アイデンティフィケーション(Identification)」などと呼ばれる。語源をたどると、五世紀頃のラテン語の *Identitatem* を語源にした単語である。*Identitatem* というのは同一性をあらわす単語なので、中心概念は同一性である。よって、本論文では「本人を本人と認定するもの」＝「アイデンティティー」としてIDを個人などを識別できる情報と定義して論じていく。

1.2 IDの種類

IDは消費者からみた場合、(1)リアルな媒体に格納されているID、(2)インターネット空間やコンピューターの中だけに存在するID(3)リアルな媒体とリアルな媒体ではないインターネット空間・コンピューター空間のどちらにも共通するIDに分類することができる。

1.2.1 リアルID

リアルIDとは、プラスチックカードなど具体的で持ち運び可能な媒体に格納されたIDのことである。リアルIDは大きく3つに分類することができる。パスポートや写真付き身分証のように、主に、身分証明や本人性証明のために提示する「自己証明ID」、各種の会員証や交通機関の定期券のような何らかの特定のサービスを受けるために提示する「サービス受注ID」、銀行のキャッシュカードやクレジットカードのように、金銭のやり取りや決済のサービスを受けるために提示する「金融・決済ID」の3つに分けられる。

リアルIDが多すぎるので一つにまとめたいという消費者のニーズに対して企業側は業界・企業を越えて連携するようになってきている。事例として明治大学などのSuica付き学生証やTカードなどが挙げられる。



1.2.2 バーチャルID

バーチャルIDとは、我々が普段利用しているパソコンから携帯電話などからインターネ

ットのウェブサイトログインの際に入力するIDのことである。IDコードに紐づくID情報の信用レベルによって大きく3つに分類することができる(表1)

表1 バーチャルIDの分類

ID情報の信用レベル	ID種別	IDコードを発行する業種
厳密	生活基盤系ID	銀行
		クレジットカード会社
		証券会社
		公共系・インフラ系
ある程度厳密	予約・ショッピング系ID	EC事業者
		電子マネー事業者
誰でも作れる	情報収集・趣味系ID	ポータル
		アンケートサイト
		SNS
		検索サイト
		オンラインコンテンツ ・情報収集系 ・ゲーム系 ・映画・動画・音楽系など

(『2015年のIDビジネス』野村総合研究所「バーチャルIDの分類」より引用)

バーチャルIDを発行するためには、消費者がインターネット提供者側に対して名前、住所、電話番号などの個人情報を提供して登録するのが一般的である。個人情報に対する意識が高まる現在、個人情報を漏洩させないセキュリティ対策がサービス提供者側には求められている。インターネットバンキングサービスを提供している企業などでは認証のために1回しか利用できない使い捨てのパスワード、通称ワンタイムパスワードを採用している。

1.2.3 リアル・バーチャル共通ID

リアル・バーチャル共通IDとはカードなどのリアルな媒体とリアルな媒体でないインターネット空間・コンピューター空間のどちらにも共通するIDのことである。現状では、提供数があまり多くないが、インターネットショップなどに注目が集まっている今現在、リアル店舗との連携を強めてく必要性があるため、今後リアル・バーチャル共通IDは増加していくことが予測される。具体的なサービスの事例としては、JALのJMB会員番号やANAのマイレージクラブカードの館員番号が挙げられる。

1.3 ID情報の種類

リアルやネットで利用されるID情報は大きく2つに類型化することができる。

① 直接的に個人を特定できる情報と特定できない情報

〔直接的に個人を特定できる情報〕

基本的な属性情報(氏名、性別、出生情報)がある。ただし、氏名は、結婚などで性が変わる場合や、帰化や性転換にともなう改名などがありえる。また、変動するID情報として、住所、電話番号、年齢、職業(会社、学校)や世帯構成(世帯主年齢、居住世代)などがある。これらは集合体となって個人を特定できるようになる。

〔直接的に個人を特定できない情報〕

パーソナリティ(信仰する宗教、将来の夢など)、ライフスタイル(好きなミュージシャン、TV視聴頻度、旅行頻度、好きな食べ物、好きなスポーツなど)、趣味・嗜好などを個々人の情報を指す。これらは集合体となっても個人を特定しづらく、同じセグメントという程度は認識することができる

② 静的情報と動的情報、および関係性情報

〔静的情報〕

氏名、住所、電話番号、趣味などがあてはまり、さらに、健康・医療情報(スリーサイズ、血圧、血糖値)、年収、資産などがある。これらの静的情報は、個人が何かの会員サービスに加入する際に、意図的に登録する情報が多い。

〔動的情報〕

購買履歴、来店頻度、サイト移動履歴、クレジットカード利用明細、ポイント蓄積情報(履歴から導き出される意向)などがあてはまる。これらの動的情報は、使う・利用する・行く・貯めるなどを行うことによって採取される情報である。会員サービスでは無意識に登録される情報が多い。

〔関係性情報〕

静的や動的な情報の他に、複数の主体間の関係性も加えることができる。単に一時点の関係性を見れば静的に捉えられるが、ヒトとカネといった行動が加わると動的に変わっていく。

2 IDビジネス

IDビジネスとはIDによって認証をし、そのID情報に紐づく利用者の情報を活用して、様々なサービスを提供するビジネスのことである。IDによる利用者の識別精度が高まるほど、利用機会そのものは限られていき、識別精度が緩くなるにつれてIDの利用機会が非常に多くある。

我々消費者を対象とするだけでも、IDを活用とした多くのIDビジネスが考えられる。身の回りの物でも物の管理やお金の管理にまでIDは振られている。そう考えてみると、多くの会社はIDビジネスに関わっており、我々も少なからず、その恩恵をどこかで受けてい

るはずである。

個人情報を使ったビジネスということで、消費者の中には、今現在の時勢から少なからず抵抗があるのが至極普通に思える。迷惑メールや振り込め詐欺といったものも、個人情報を使ったビジネスと呼べなくはないが、ここでは、個人が直接的にも間接的にも生活に豊かさをもたらすものを正当なIDビジネスとする。IDを上手く活用することにより、顧客満足調査や新たなニーズ調査などを行い、クレームやアイデアを見つけ、商品やサービスの改善や新たな開発につなげることができる。

2.1 IDビジネスの分類

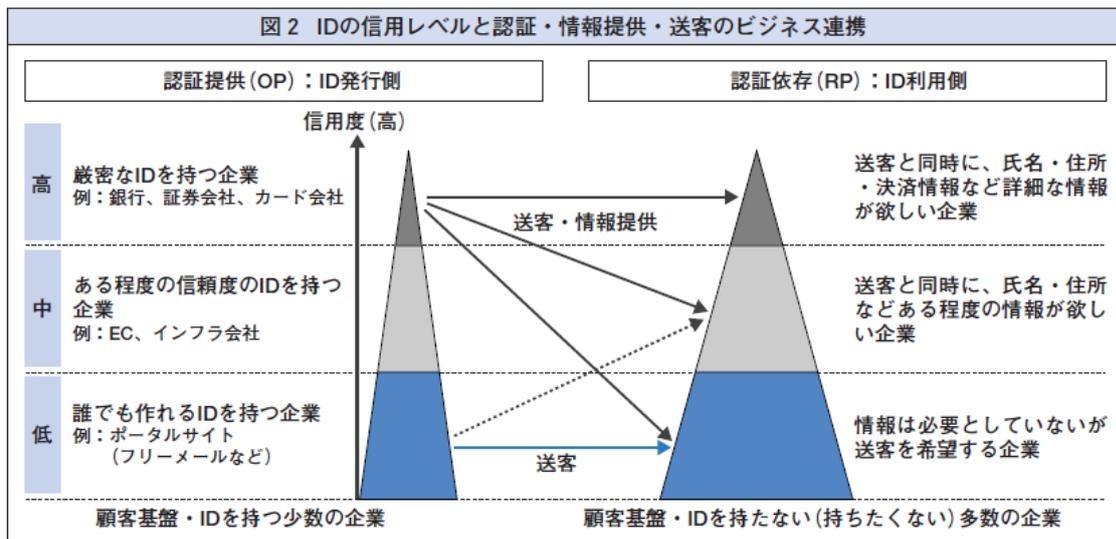
IDビジネスは目的から大きく三つに分類することができる。直接的にIDに対しての働きかけやIDを他事業者に渡すことでビジネスを行っているYahoo!やMSNなどといったポータルサイトや楽天やAmazonなどの「収益を目的としたIDの活用」、ID自体で収益を上げていない公共団体やJRなどの交通機関や、金融機関などの「管理を目的としたIDの活用」、NTTデータなどのSI事業者がサポートシステムを提供する「IDを活用するための仕組みの提供」の三つに分類される。尚、金融機関においては、データをクレジットなどの信用情報で活用し、収益をあげる金融機関は「収益を目的としたIDの活用」にもあてはまる。

2.2 IDの連携ビジネス

ID管理事業者は単にID情報を保有・管理するだけではなく、情報を集積・分析し、マーケティングなどに生かせるビジネスに展開することもできる。最近ではID関の情報を連携することも可能になった。IDの連携によりサービスが相互に連携し、利用者の利便性やIDの価値が高まることが考えられる。多くのIDが氾濫している中、余り使われないIDも少なくなく、複数のサービスを利用する場合において、それぞれ異なるIDを利用するのは非常に不便である。IDの連携により、利用者の利便性が高まり、IDによるサービスをより活性化することができる。

図1のように、ID情報を活用してビジネスを行う場合には、情報の信用レベルが重要になってくる。とある情報を活用して、他の金融口座を作る場合は、信用レベルの高い情報を利用しないと犯罪の温床になる危険性がある。高い信用情報から低い信用情報には活用しやすいが、低い信用情報から高い信用情報には活用しづらい。

図1 IDの信用レベルと認証・情報提供・送客のビジネス連携



(資料「IDビジネスの新たなステージ」 野村総合研究所より)

2.2.1 OpenID

OpenIDとは自社が発行するIDだけではなく、他社が発行したIDでも何がしかの取引ができる技術・規格のことである。この仕組みはID発行側企業から、受け入れ先である利用側に同じIDでのログインやID情報の提供を行うものである。多くのIDを持っている事業者、顧客の優良な情報を集めている事業者が中心となって動き始めている。

インターネットサービス事業者は、OpenIDを活用することにより認証、情報連携、送客、広告の四つの機能を提供することができる(表2)

また、サービスと決済をOpenIDを利用して結びつける仕組みが大きな注目が集まっている。このシステムが実用化されれば、AmazonなどのECサイトで買い物をする際に、ECサイトでIDを習得し、そのIDでログインしたうえで、決済時には金融機関に登録して得たIDで決済するという二度手間があったのが、登録は一度で、そのIDだけで買い物が完結することができる。しかし、この場合には、セキュリティの課題が多くある。フィッシングサイトなど、インターネット上での一般的な詐欺に対する特別な対抗策が用意されていないことや、OpenIDの発行者そのものを、どうやって信頼するかなどの仕組みが未整備である。今後OpenIDをビジネスで更に活用していくためには、信用を担保する仕組みが必要となってくる。

表2 OpenIDの活用によって提供できる機能

機能	概要	
認証	統合認証	ID発行企業からパートナー企業へID引き継ぎ、ID/パスワード入力を簡易化させる
	高度認証	ワンタイムパスワードなどでセキュリティが強固なID発行企業のIDを活用して、パートナー企業にて認証する
情報連携	属性連携	ID発行企業からパートナー企業へ、個人情報を認証とともに引き継ぐ
	決済連携	ECサイトなどにおいて、ID発行企業に登録されているクレジットカード番号、銀行口座などを引き継ぎ、決済を行う
	住所一括変更	ID発行企業からいくつかのパートナー企業に対して、住所変更を一括で行う
送客	統合認証	ID発行企業からパートナー企業へIDを引き継ぎ、ID/パスワード入力を簡易化させることによって、利用頻度の低い顧客に利用を促す
	会員入会促進	ID発行企業の会員を、パートナー企業に送客して会員化を促す
	アフェリエイト	ID発行企業から、パートナー企業の電子商品取引へ案内した上で、ID認証させて購入を促す
広告	ターゲット広告	サイト移動情報などのパソコン上での行動情報を活用し、より精度の高い広告・宣伝を、認証画面などで行う
	共同プロモーション	ID発行企業やパートナー企業間で、共同プロモーションを行う

『2015年のIDビジネス』野村総合研究所

「OpenIDの活用によって提供できる機能」より引用)

2.2.1.1 Oranege

フランスを拠点に展開するフランステレコムが提供しているサービスのOrangeでは2007年9月より、大手の通信事業者として初めて、OpenIDを発行するサービスを開始している。

2007年にOpenIDへの取り組みを組織的に支援するために、OpenID Foundationが発足し、2008年にはGoogle、IBM、Microsoft、Verisign、Yahoo!をメンバーとして迎い入れた。

フランステレコムでは、携帯電話のIDとブロードバンドのIDが別々に消費者に付与されていたため、利用するサービスによっては、二つのIDを使い分ける必要があった。そこでこの二つのIDを一つに統合し、社内サービスのIDとシステムの統合を図るためにOpenID

を導入し、Orangeの管理コストを大幅に抑えることに成功した。また、OpenIDにすることにより、OpenIDに対応したインターネット上での第三のサービスも利用することが可能になった。

このOpenIDの提供により、第三者の提供するサービスへのアクセスが、フランステレコムに依存するようになり、Oranage以外においてもブランドと広告事業を拡大させ、課金などのサービスを、新たな収益源にするためのきっかけをつくるなどフランステレコムに大きなメリットをもたらした。

2.2.1.2 Open Government Initiative

アメリカではインターネット会社が協力し、OpenIDイニシアチブのパイロット・プログラムが発足し、Open Government Initiativeへの住民参加を促されている。このOpenIDイニシアチブの目的は、OpenID技術の普及拡大である。政府の活動に市民が容易に参加できるようなIDの仕組みを提供することにある。政府サイトへの登録時に、ユーザー名とパスワードを新たに入力しなくても済むようにするという

Open Government Initiativeは、バラク・オバマアメリカ大統領が積極的に取り組んでいる政策の1つ。その目標は、「brochureware」(注1)にすぎない政府のWebサイトを、双方向機能を備えたリソースへと変えることで、市民の手間を省き、政府の活動にも直接関与できるようにすることだ。オバマ氏は今年初め、同イニシアチブに関する覚え書きに署名しており、連邦政府も市民参加の手段としてOpenID技術に注目してきた。ID技術やIDプロバイダー、認証信任状をユーザーの側で選ぶことができ、政府のWebサイトでもこれらの信任状を利用することができるようになるという。

2.2.1.3 OpenIDファウンデーション・ジャパン

OpenIDファウンデーション・ジャパンとは、2008年10月に、シックス・アパート、日本ベリサイン、野村総合研究所の三社を発起人として、発足した団体である。活動目的は、OpenID関連の情報が少ない日本のインターネットサービスへのOpenID採用促進、利用促進、認知度向上と啓蒙、日本におけるOpenIDコミュニティへの参加促進である。既に、この団体を介して、Yahoo!やmixiといった大手サイトでもOpenIDが採用されており、今後も多く企業がOpenIDを導入すると見込まれている。

注釈

(1) プロシユアウェア：広報誌などの内容がそのまま掲載されているだけのサイト

3 公的セクターのID

公的セクターのIDコード/カードに共通するのは、その発行目的が、個人の身分と移住権や就労資格、何らかのサービス利用の資格の有無などの状態を証明することが目的である。

3.1 国民ID

国民ID制度は、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が2010年5月に公表した「新たな情報通信技術戦略」における重点施策の一つである。政機関における情報共有の推進と、国民が自己の情報を確認できる仕組みの整備を目的とした「電子行政の共通基盤」として掲げられている。今後、政府内で検討を進め、2013年度までに制度として導入し、IDを配布する方針である。類似する制度として、国家戦略室が検討中の「社会保障・税に関わる番号制度」がある。国民一人ひとりを識別する機能を持つ点では国民IDと共通しているが、位置づけや適用範囲が異なる。国民ID制度の第一の目的は、「府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする」こと。国民IDによって、行政手続きの申請者がどこの誰かを確認できれば、行政機関同士で情報を共有し、同じような書類の提出を何度も求める必要がなくなる。

私たちの視点から見れば、手続きのために訪問する行政機関が少なくなり、手続きにかかる負担が軽くなるメリットがある。引っ越しを例にとると、現在は転出地の市町村と転入地の市町村を訪問して別々に届出を行い、同じような添付書類を提出する必要がある。国民IDの導入により、オンラインかつワンストップで手続きを済ませられるようになるといった変化が考えられる。

第二の目的は、「行政が保有する自己に関する情報について、国民が内容を確認できる仕組みを整備する」ことだ。「消えた年金問題」など、行政当局における不適切な情報管理が露呈し、行政に対する不信感が増大する中、行政が管理している自己に関する情報について、適切に管理されているか確認したいというニーズが高まっている。国民IDは、行政機関のデータベースへのログインIDの役割を果たし、本人自らデータベースにアクセスし、自己に関する情報を確認し、問題があれば告発できるようになる。

メリットがあるのは、行政手続きだけではない。国民IDと民間分野で利用されているIDとの連携可能性についても検討される予定である。前述の引っ越しの例で言えば、民間IDと連携させることで、電気やガスの住所変更手続きも含めてワンストップで完了できることになる。民間分野でのワンストップサービスについては、既に経済産業省が実証実験を行っている。

また、法人を識別する企業コードとの連携が実現すれば、雇用関係の手続きをワンストップ化することも可能になる。

国民ID制度は、情報通信による国民の利便性の向上、公平な負担、社会的弱者への確実な給付等を実現するため、行政機関等が保有する国民に関する情報を、個人情報保護の確保を図りながら、IDを利用し、情報保有機関相互間で安全かつ効率的に情報連携を行うた

めの仕組を整備しようとするものである。「新たな情報通信技術戦略」においては、国民本位の電子行政を実現するため、社会保障・税の共通番号の検討と整合性を図りつつ、電子行政の共通基盤として、官民サービスに汎用可能ないわゆる国民ID制度の整備を行うこと等とされている。

国民ID制度については、平成22年9月から、IT戦略本部企画委員会に設置された電子行政タスクフォースにおいて、また、社会保障・税の共通番号制度については、同年11月から、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会において、それぞれ検討が開始された。これらの検討を経て、平成23年1月に、政府・与党社会保障改革検討本部において、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」が決定され、平成27年1月以降、社会保障・税の共通番号の利用が開始されるというスケジュールが示された。

そして、国民が窓口等で利用する番号の整備（社会保障・税に関わる番号制度）と、各機関間の情報連携の仕組の構築（国民ID制度）を一体的に進めるため、平成23年2月から、両制度で共通する第三者機関創設等の個人情報保護の仕組や情報連携基盤等について、以上の実務検討会及びIT戦略本部企画委員会の下に設置された個人情報保護ワーキンググループ及び情報連携基盤技術ワーキンググループにおいて、共同で検討が開始された。

平成23年6月30日には、政府・与党社会保障改革検討本部において、制度設計の内容、制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等について、政府・与党として今後の方向性を示す「社会保障・税番号大綱」が取りまとめられた。

3.2 電子政府

電子政府とは主にコンピュータネットワークやデータベース技術を利用した政府や自治体のことを意味する。都道府県や市町村レベルの業務改革や情報化の取り組みに言及したい場合を「電子自治体」、省庁など中央政府レベルにおける業務改革や情報化に言及したい場合を「電子政府」と呼ぶことが多いが、本来、「電子政府」と「電子自治体」は別々につくりあげるものではなく、総合的に実現されるべきものであるため、ここでは「電子政府」と呼ぶことにする。

電子政府の目的としては目的としては技術の利用によって政府の改善、具体的には行政の効率化やより一層の民意の反映・説明責任などを実行し住民にとって利便性の高い行政サービスを提供することが一番に挙げられる。

電子政府によってもたらされる行政サービスの進化は大きく5段階に分けることができる。

①各種台帳が紙に管理されている段階

住民票など各種証明書の発行が、コピー機による原本のコピーで行うことができるが、利用者や市役所などの行政機関の窓口に出向く必要がある。

②紙の情報が電子的に記録されている段階

各種証明書が端末からのプリントアウトによって発給することができるが、利用者が行

政機関の窓口に出向く必要がある。

③証明自動交付機が導入されている段階

利用者が自動交付機を操作することで、窓口に行かず各種証明書を発行することができる。しかし、自動交付機を役所の中に設置するか、街の中に設置するかで違いが起きる。自動交付機を役所の中に設置をすれば、窓口を担当する職員にメリットがあり、カウンター越しに対応する手間が省ける分、仕事の負担が軽くなり、人件費が抑制でき、役所の効率が上がる。一方、自動交付機が街の中にある場合、利用者が仕事を抜け出して、役所に行く不便さがない。通勤、通学途中などに、近くに立ち寄った何かのついでに手続きを完了することができる。住民にとって利便性の高い行政サービスを提供することが一番の目的であるならば、街の中に設置することが良いと思われる。

④自宅にあるプリンタで各種証明書を発行できる段階

自動交付機のある場所にさえ、足を運ばなくてよく、自宅でも書類を発行することができる。

⑤行政機関同士、または金融機関などとの情報連携が行われている段階

利用者は、各種証明書を持参しなくても、身分を証明する公的手段を用いて、所定の手続きを完了することができる。なぜ各種証明書を持参しなくてよいのかというと、利用者に代わって各機関の窓口担当が、手元のパソコン画面などから証明に必要な情報を確認することができるからである。

日本では約1,800の自治体が、それぞれ自分のシステムを抱えている状態で、なおかつ、情報通信技術の専門家がおらず、情報化投資に無駄が多い。また各中央省庁がそれぞれ行政システムを抱えており、縦横の情報連携が行われていない。

日本は世界に比べてもインターネット料金が安く速度もトップレベルの水準であるあり、電子申請システムの構築実勢が多いと言われているが、多額のシステム投資を行って開発された1万5000余りの電子申請システム、の多くの利用率はわずかである、それにもかかわらず、システムを導入、維持、補修するために投じられている税金は巨額である。

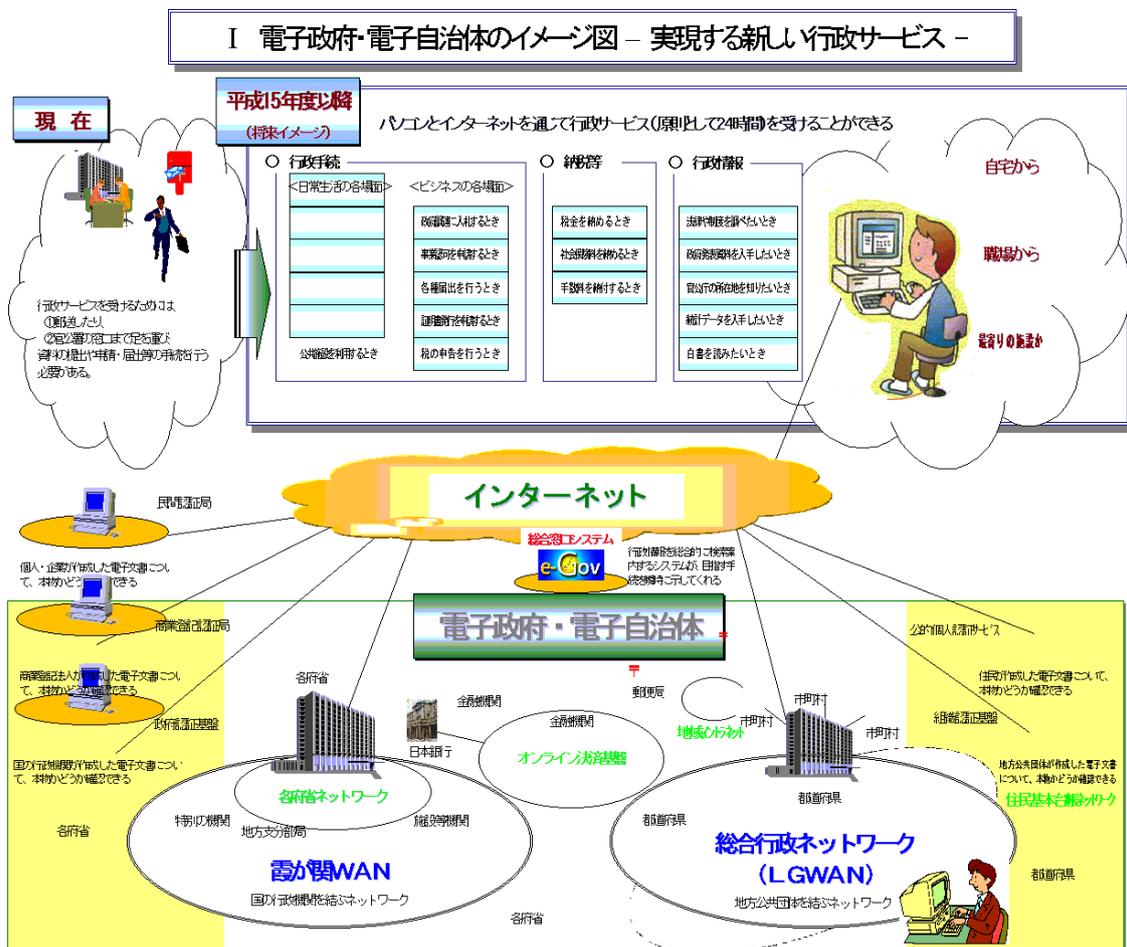
3.3 住民基本台帳カード

国民一人ひとりに番号をつけるシステムは、住基ネットの構築によって実現した。それ以前からも番号は付けられてあったが、住基ネット(注1)によって実現した住民票コードは、以前の番号とは性質が全く異なる。住民基本台帳に基づいて付けられた番号なので、当初は、住民基本台帳番号と言われたこともあったが住民票コードが正式な名称である。

そしてこれらの情報がまとめられているICチップ付きのコードのことを住民基本台帳カードと呼ぶ。住基カードには、先ほど述べた住民票コードの他に氏名、年齢、住所の4情報が記録されており、市町村に申請すれば発行してもらえることができる。原則として、すべての国民一人一人に発行されているが、住基ネットに反対する裁判で大阪高等裁判所の判決に従い、大阪府箕面市で住基番号の取り消しと住基ネット上からの消去が行われたケ

ースがある。

図2 電子政府・電子自治体のイメージ



(IT戦略本部 第7回議事次第 資料5より引用)

注釈

(2) 住基ネットワーク：日本において、地方公共団体と行政機関で個々の日本国民を特定する情報を共有・利用することを目的として構築され稼働したシステム。市区町村の住民基本台帳に記録されている者（＝日本国民）に11桁の住民票コードが割り当てられる。準備期間の間に総務省によるe-Japan重点計画の一環と位置付けられて稼働開始した。

4 海外のID事情

諸外国では、公的セクターにおけるIDコード/カードの利用は、かなり古くから浸透している。

4.1 ドイツ

ドイツでは行政領域ごとに異なる個別のIDコードが使用されており、多数のIDコードが並存している。これは、個人情報の開示・利用については本人自身が決定するという「自己情報決定権」が、憲法で保障する基本的人権に属するものと捉えており、統一番号制度の導入には憲法で問題があると解釈されてきたからである。

しかし、目的を限定したIDコード/カードはドイツでも存在する。もっとも多くの国民が保有しているのは「身分証明書」である。「身分証明書」は1986年に身分保障法に基づいて導入された制度で、住民登録業務やパスポートの発行義務とともに内務省が所管している。「身分証明書」は、住民登録をベースとして、16歳以上の国民に対して発行され、有効期間10年であり、各種の手続きなどにおける本人確認や身分証明番号として、発行期間、国籍、生年月日、有効期限などの情報を含む25ケタの数字と1つのアルファベットで構成されているIDコードが付与されている。これは所有者でなくカードに与えられているコードとして扱われ、更新ごとに変更される仕組みとなっている。

ドイツの取り組みは現在の日本の仕組みと非常に似ているが、IDコードの活用面では、ドイツの方が日本より柔軟な対応が行われている。

例にとると、保険料の徴収責任は、年金、医療、介護などの分野ごとの運営主体である保険者にあるが、実際の徴収義務は、各保険者からの委託という位置づけで、失病金庫が一元的に行っている。本来、社会保険番号は年金保険者のみに活用が認められているのだが、失病金庫が徴収した保険料を保険料納付者が所属するが所属する年金保険者や失業保険の保険者へ振り分ける際には、社会保険番号が使われている。日本では、このような一元的な保険料徴収は行われておらず、被保険者番号等の相互利用も行われていない。

さらに、電子政府化の方針が打ち出された2000年以降、ドイツではこれまでとは異なる政策動向が見られ始めている。象徴的な事例として。身分証明番号やパスポート番号、そして2003年税制改正法によって新たに導入された納税番号が、主民党労苦データベースに記録する情報とされたことや、本人から自治体への転出入の申請は、転出後の1回のみでよいこととされ、転入の届け出を受理した住民登録官庁から旧住所を管轄する住民登録官庁へオンラインで情報伝達を行うようになったこと、さらには、住所変更情報を、社会保障関係機関、郵便局、兵役や自動車登録などの業務を行う機関などにも伝達できるようになったことが挙げられる。

4.2 スウェーデン

スウェーデンはIDコードを徹底的に活用し、情報連携・活用を図っている。日常生活に

IDコードが浸透しており、国民自身が得ているメリットが大きい。スウェーデンのIDコードは個人番号と呼ばれており、1947年に全国統一の制度として導入され、現行制度は、1991年7月1日に発行された住民登録法、住民登録簿法によって規定されている。住民老六義務は国税庁の所管であり、直接、住民の個人番号に関する事務を行うのは、国税庁の管轄下に置かれている地方税務署である。

国内の医療機関で生まれたスウェーデン国民の場合は、その医療機関から税務署に送られる出生記録の通知と、別途両親が市に提出する姓名の申請を受けて、自動的に住民登録及び個人番号の交付が行われる。自宅出産や外国での出産など、国内の医療機関以外で生まれたスウェーデン国民や、1年以上の滞在許可証を取得した外国人移住者は、別途、州民登録の申請が必要で、その申請に基づき個人番号が発行される。

個人番号は、生年月日を含む10桁の数字で構成されており、番号から性別や出生地についても判断がつく形となっている。正確な表記は、生年月日6桁と残りの4桁をハイフンで結ぶ形で100歳を超えると、このハイフンがプラスに変更される。また、コンピューター処理上では、最初の生年を表す最初の2桁の前に19もしくは20を含む4桁表記で管理されている。しかし、しばしばこのハイフンや西暦の最初の2桁が省略されることから、システム上あるいは運用上のミス要因となり、104歳の人に幼稚園入園通知が送られてしまう。

個人番号は、その個人に対し生涯変わることがなく、一度発行した番号は2度と他人に交付されない仕組みとなっている。番号の再利用をしていないため、新規に発行できる番号の不足や、番号自体が性別の出生地の情報を含むことから、徐々に増えている移民者や性転換を行った者などの対応が、新たな課題となっている。

スウェーデンでは、税金も社会保険料に国税庁が一括して徴収を担っている。また、サラリーマンも含めてすべての確定申告が義務付けられている。ただし、確定申告書にはあらかじめ情報が記載された状態で納税者に届く、これには、国税庁の課題の課税データベースの登録情報のほか、個人番号を使ってNavetと呼ばれる行政機関間住民登録情報ネットワーク経由で照会・収集され、記載される。

また、電子個人認証の手続きをした上であらかじめ申し込めば、国税庁のウェブサイトから電子確定申告を行うこともできる。さらに、最近では、銀行と税務署との提携により、自分が口座を持っており、ふだんよく利用する銀行のインターネットバンキングサイトにアクセスして、銀行の個人認証用のIDコードを利用してログインし、それを介して税務署のサイトにログインできるようになった。そこでは、自分の確定申告の情報が見られるほか、申告書記載内容を変更することもできる。

このような仕組みがあることが、個人番号制度が国民から見て「利便性の高い仕組み」と評価される要因の一つとなっている。スウェーデンは人口に対して国土が広く、行政手続きのために窓口へ出向くとなると、国民が負担する移動コストがかなり大きいという地理的要因も背景にある。

そして、社会に対して住民の正しい姓名と住所に関する情報を提供するという目的に基

づいてSPARという機関が設置されている。SPARは、国税庁の住民登録データベースにもとづく人口・住所データベースを保有・管理し、それをベースに正確な姓名と住所に関する情報提供を行うことをミッションとする国税庁所管の独立機関である。

SPARSからは、個人情報法を遵守する限りは、行政機関のみならず、銀行、保険会社、スウェーデン国営薬局、信用調査会社、投資調整会社、大学、新聞社、民間営利企業等でも情報提供を受けることができる。情報提供を受けたい機関は、SPARS委員会に申請書を提出する。委員会は、申請を受けると、その申請書に記載された企業・機関名、申請担当者名・個人番号等の情報をもとに、ウェブサイトや会社登録庁のデータと照合しながらその企業・機関が実在するか、申請担当者が存在するか、企業・機関の業務内容と申請目的が適合しているか、法律上問題ないかなどを審査し、情報提供の可否を可決する。

表3 スウェーデンにおけるインターネットサービスの認証方式

サービス名	認証方式
インターネットバンキング	8桁の顧客番号+4桁の認証番号でログイン 銀行取引、証券取引等で利用
インターネットショッピング	VISAカード番号を認証コードとして利用
住民票交付	eIDにより国税庁サイトにログインし、自宅PCにダウンロード
企業情報習得	企業業登録庁から取得するが認証の必要はない（一般公開）
企業情報変更	eIDにより企業登録庁にログインし、変更情報を申請
私立図書館の書籍貸出し	e-mailアドレスによりログイン
スポーツセンター予約	会員番号をIDとしてログイン
法律情報サービス	Netlex社が発行する認証IDによりログイン (有料制)
国鉄乗車券予約・航空券予約	VISAカード番号+国民番号によりログイン 車掌やチェックインカウンターで国民IDカードと照合
国民番号の発行	出生担当病院よりeIDにてログインし、国税庁に申請

(総務省「IDビジネスの現状と課題に関する調査研究」より引用)

4.3 エストニア

東欧の小国ながら、世界トップクラスのID普及率を誇る国がエストニアである。独立後のエストニアでは、急速にIT投資が進められ、2000年以降「X-road」と呼ばれる、各行政

機関や駐車場などのプリペイドチケットとして利用することもできる。

eIDを利用して、2007年に世界で初めて国政レベル選挙でのインターネット投票も実施されている。また、議員を選ぶだけではなく、国民の意思を政府に直接伝える場もネット上に用意されている地方政府評議会が運営している「TOM」と呼ばれるポータルシステムがそれで、ここでは国民が直接新しい立法を発議し、提案について議論することができる。投票所での投票もまだ実施されているが、ネット投票の割合は2007年開始時の5.5%から2011年の国政選挙では24.3%まで年々上昇している。

TOMのシステムは、2001年から運用が始まり、国はとくに中小規模の自治体の構造や条件を考慮に入れ、エストニアの全地方政府に共通する電子作業環境を整備した。その結果、地方政府の作業効率が高まり、紙文書の割合が激減した。また公務員の業務が簡略されたことで、公務員の在宅勤務も可能になった。

そして、モバイルIDによる国政選挙の投票を認める法案が可決され、2011年には携帯電話やスマートフォンからモバイル投票も実施され、1.9%の有権者が活用した。

4.4 マレーシア

マレーシアにはeKLプロジェクトという2007年に行政サービスの質の向上を目的としたIDを利用したサービスがある。このプロジェクトは、国民の利便性向上を目的としているため、政府がシステムを構築し、公共サービスのみならず、民間企業も利用することができる。

eKLでは様々な電子政府サービスが提供されているが、そのサービス利用時の認証確認用として、多目的スマートカードのMyKadが利用されている。MyKadは、政府が発行する証明書であり、マイクロチップ内蔵のスマートカードである。発行対象者は、12歳以上の国民および外国永住者すべてである。

MyKadには、氏名・住所などの属性情報、顔写真と親指の指紋データ、パスポートのナンバーと有効期限、運転免許所のデータに加え、アレルギーや血液型などの医療データも記録されており、さまざまなサービスとそれらのID情報を紐づけて利用することができる。表3のようにさまざまなサービスの利用は、行政窓口での対応や、ウェブサイト、携帯電話のショートメッセージサービス(SMS)に加え、キオスク、電話やファックス、自動音声応答、ワイヤレス通信などが予定されており、これらはブロードバンドの普及促進に併行して実



施される。現時点では、地方都市にはインターネットなどのインフラが整っているとはいえない状況であり、全国一律のサービスを提供するにはまだ時間がかかると考えられる。

表 4 MyKad が提供するサービス

機能	機能の内容
身分証明書	マイクロチップと指紋データにより、安全性が高い。各種ネット上のサービスを利用する際に、本人確認のために利用することが可能である。
運転免許証	運転免許証として利用できる。また、過去の運転記録データも保存されており、取り締まりや事故履歴の照合などに利用が可能である。
出生国管理機能	隣国のブルネイとの間で、出生入国管理を行うために、パスポート代わりに利用されている。海外旅行の場合には、パスポートが必要である。
電子証明書	電子証明書を発行することができ、安全に電子商取引が行われる。
ATMカード	ATMカードとして、引出しや残高照会、口座振替などの取引に利用可能。1枚のカードで3口座まで対応できる。
少額電子決済	日本の電子マネーのように、加盟店などにおいて少額決済が行われる。参加銀行のATMにおいて、預金口座から必要額をカードにチャージすることで利用可能になる。
医療データ提供	基礎的な医療データが情報登録されており、緊急時や通常時における医療サービスの受信に役立つ。
交通系サービス利用	高速道路の通行料、駐車場代、バス運賃、鉄道運賃、テーマパーク入場料など、さまざまな交通系サービスの支払いができる。
その他	職業案内システムや、電子調達システムにログインする際に活用される。

『2015年のIDビジネス』野村総合研究所

「マレーシアのMyKadが提供するサービス」より引用

5 IDに関する法制度

IDを巡る法制度については、各事業者が保有しているIDをどのように管理すべきか、また、インターネットや電話を介して姿の見えない相手をどのようにして認証するか、という点に焦点があてられる。

5.1 個人情報保護法

個人情報保護法とは個人の権利利益を保護するために個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務などを定めたものである。この法律において個人情報は、生存する個人に関する

る情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものと定義されている。そして、この内容は大きく二つの要件に分類することができる。

1つ目は「生存に関する情報」である。経済産業省が2008年に見直しを行った個人情報保護法ガイドラインでは、「氏名、性別、生年月日など個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、評価を表すすべての情報」が該当するとされている。これには映像や音声による情報も含まれているため、コンビニエンスストアなどに設置されている防犯カメラの映像なども、個人情報に該当する。また、「生存する」個人が対象であるので死者の情報は該当しないものの、それらが存在している遺族や相続人などの個人情報に該当する場合もあるので、注意が必要である。

2つ目は「特定の個人を識別することができる情報」である。氏名・生年月日といったものによる特定にかぎらず、顔写真や指紋といった身体情報などに関しても、それによって本人を特定できるものであれば、個人情報に該当する。また、これらの情報が単体では個人を特定できることができなくても、それらを組み合わせて、個人を特定できる場合には、これら一連の情報は個人情報に該当する。

ある企業が顧客の購買履歴を会員IDと連動される形でデータベース管理している場合において会員IDと個人名とを対応させることのできる表を保有し、データベースと対応表との照合を行えるのであれば、これらの情報は個人情報に該当する。

一方、他社にとって情報の提供契約を結ばない限り、この対応表との照合は困難であるため、仮にデータベースを共有したとしても、これは個人情報には該当しない。このような情報については、電子データに限らず、紙に記された情報も該当する。

個人情報保護法では、第四章に「個人情報取り扱い事業者」が記載されている。この個人情報保護法取り扱い事業者については、個人情報データベースなどを事業の用に供している者とされている。注意すべき点は第二条三項で該当する「その取り扱う個人情報及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」である。これについては、個人情報ガイドラインにおいて「個人情報データベースなどを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6か月以内のいずれかの日においても5000人を超えない者」とされている。したがって、民間事業者でいえば「過去6か月間において1度でも5000人分を超える個人情報などを事業に用いたことがある事業者」は「個人情報取り扱い事業者」に該当する。ただし、このガイドラインにおける「特定の個人の数」については、電話帳やカーナビ登録データのような「他人によって作成された氏名、住所、電話番号のみを含む個人情報データベースに含まれる個人の数」のように、算入の対象外となる個人の数がある。

保有個人データに関しては、当該個人情報取扱事業者の氏名や名称をはじめとする、以下の項について、本人の知り得る状態に置かなければならない。

- 1 当該個人情報取扱事業者の氏名または名称
- 2 すべての保有個人データの利用目的
- 3 第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項もしくは第二項の規定による求めに応じる手続き
- 4 以上のほか、保有個人データの適正な取り扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

第二十四条第一項

このうち3で記載されている手続きとは、主に保有個人データの本人への開示や訂正、利用停止などに関する手続きのことを指している。

5.2 電子署名法

電子署名法は「電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証義務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電子的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている。言い換えると、電子署名が手続きの署名や押印と同等の法的効力を持つことを定めることにより、インターネットなどで行われているさまざまな電子的な経済活動の発展を促進させることを目的としているといえる。

電子署名法第三条には、「電子的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われている時は、真正に成立したものと推定する」と記載されているので、この条件を満たせば電子署名として認定される。なお、この電子署名は「これを行うために必要な符号および物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの」に限られる。

5.3 金融商品取引法

金融商品取引法は、新たに義務づけられた内部統制報告書の提出についてのみ指すのが一般的であり、ITでは保守・管理部門によって行われる債務関連の元データ情報の更新履歴を正確に記録すること、情報システム構築や情報管理規定策定などを行っておく。つまり、決済など金融取引がともなった場合は、その記録を正確に保持しておく必要がある。

6 今後の展望

各種ガイドライン等を整備し、利用者保護・事業者支援をすることが急務になっている。電子商取引や個人情報保護に関しては既にガイドラインが存在するが、今後、ID連携が更に行われるようになると、連携に当たり各当事者が留意すべき点やID連携による競争政策上の問題などについて問題が発生すると思われる。IDの発行・認証、他社が発行するIDの利用、それに伴い取得する利用者の情報の取扱について、既存の法令では規制が困難な部

分をガイドラインで定めることにや公正に判断する第三者機関の設立など利用者の保護及び事業者の負担の軽減を図ることは、IDの発展にとって重要である。

IDの連携に当たっては、それに係る技術の標準化は重要である。OpenIDなど民間主導での取組のほか、諸外国では、EUが中心となって域内でのeIDの共通利用に積極的に取り組もうとしている。日本においても、ID関連技術の標準化を適切に進めるためには、民間事業者による取組だけでなく、政府による支援や促進も重要であると考えられる。また、国際的な標準化の取組に対し、政府としても積極的に貢献していくべきである。

諸外国においては、政府が認証基盤を構築した上で、政府だけでなく民間事業者もこれを利用している事例がアメリカなどに見られる。日本においても、このような方式が効果的であるのか、利用者の利便性向上、不安解消、という側面から考慮していく必要がある。諸外国には、統一されたIDを付与している例もある一方、各IDを紐付けて利用者の利便性を向上している例もある。統一されたIDの場合、プライバシー保護の問題や不正利用などによる被害の拡大も懸念されるが、利用者が適宜変更できるようにしたり、あるいは、利用者がいくつかのIDから主として用いるものを自ら選択してその他のIDに紐付けたりするなど、利用者保護に留意することはもちろんのこと、利用者本位の仕組みを検討することが大切である。なお、国民が不必要に不安を感じたりすることがないようにするとともに、政府が安心・安全なシステムを構築し、国民すべてがICT利用の利益を享受できるよう国民意識を啓発していくことも重要である。

集客力のある事業者は多くの顧客を有しており、そのような事業者同士が企業の枠組みを超えてIDを連携することが望まれる。しかし、集客力のある事業者とそうでない事業者とのID連携は進む一方で、集客力のある事業者同士のID連携は進まない状況が生じる可能性が考えられる。IDを連携する場合、利便性よりも、連携元となるWebサイトの運営者と連携先のWebサイトの運営者の信頼性が重視されることになる。ID連携を成立させ、維持していくためには、それにより提供されるサービスの信頼性を高めるだけでなく、ID連携に当たり事業者間で情報を共有、提供する場合、個人情報等の利用や管理に対し、利用者からの信頼を獲得し、維持していくことが重要である。そのためには、Webサイトの運営者の情報を十分に開示するとともに、ユーザー登録の解除方法が明示されていることなどが必要だと考えられる。また、利用者から取得する情報を他の事業者に提供する場合には、利用規約等に記載するだけでなく、より分かりやすい説明が求めている。IDビジネスを更に拡大し、事業機会を増大させるためには、このような利用者の不安感を取り除き、かつ、利用者のID／パスワードの利用・管理における不便を解消するようなサービスを実現・提供していくことが大切である。

そのためには、ID連携関連技術の標準化への取組に貢献したり、実際に、他の事業者とのID連携を検討したりすることが必要となる。ID連携は、あくまでも事業者の経営戦略によるのであるが、必要に応じて政府が支援することも重要である。国民の利便性向上という意味からも「大きなID連携」を支援していくことは政府の重要な役割である。

また、ID連携の進展により、ユーザー登録は比較的容易だが利用価値が高いIDについては、不正取得や不正使用の問題が出てきている。IDの不正使用については、不正アクセス禁止法の対象になると考えられるが、IDの不正取得については、例えば、IDの窃盗それ自体を直接的に規制する法令は存在しない上、IDの取引自体を規制する法令も存在しない。したがって、このような場合における法制度の整備も含めた対策を進めていく必要がある。同じID/パスワードを利用している利用者も多くこのような管理方法は、フィッシングサイト等でID/パスワードを詐取されると、他の登録サイトへも不正に侵入、利用され、被害の拡大を招く可能性があるので注意を要する。わたしたち一人ひとりの利用者が、IDを利用する上で必要最小限の知識を身に付けた上で、利用規約、個人情報保護方針やプライバシーポリシー等を十分確認し、自分及び他人の個人情報を適切に扱うようにすることが大切である。

終わりに

カード社会やインターネットの普及によってIDはこの数年で多くの注目を集めるようになってきた。しかし、それに伴い、IDが世の中に氾濫し、便利であるはずのIDが不便なものとなってしまい、日本は世界に類を見ないID氾濫国となってしまった。それを打開するためには、IDの統合や連携が急務となっている。IDを統合したり、連携したりすることは、サービス提供側とサービスの受領側の双方にとって、利便性向上やサービス内容の向上などメリットは大きい。OpenIDなどのより高度な仕組みの構築は、社会基盤そのものの整備に通ずるはずである。IDを起点として「ヒト」「カネ」「モノ」が様々な方法で繋がっていくためには、民間だけではなく政府も積極的に協力していかなければならない。官・民の双方が全力を挙げて有効活用していくことに努めることを望んでいる。

参考文献・URL

《書籍》

- ・『2015 年の ID ビジネス 1 枚のカードで自動販売機から公的認証まで』
野村総合研究所 ID ビジネスプロジェクトチーム 東洋経済 2009 年
- ・『2015 年の決済サービス 経済の脱「ガラパゴス化」』
野村総合研究所 決済制度プロジェクトチーム 東洋経済 2009 年
- ・『共通番号のすべて-国民 ID-』
榎並利博 東洋経済 2010 年
- ・『国民 ID 制度が日本を救う』
前田陽二 松山博美 新潮新書 2011 年
- ・『電子政府・電子自治体への戦略』
廉宗淳 時事通信社 2009 年
- ・『「ID ビジネスの新たなステージ」IT ソリューションフロンティア 2009 年 Vol.26 No.8』
野村総合研究所 NRI 未来創造 2009 年

《URL》

- ・総務省「ID ビジネスの現状と課題に関する調査研究」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000061624.pdf
- ・総務省「新 IT 戦略（2）：国民 ID 制度の導入について」
<http://blogs.itmedia.co.jp/business20/2011/08/it-e1be.html>
- ・ITpro「オバマ政権、開かれた政府を目指す Open Government 指令を公開」
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20091209/341761/>
- ・OpenID ファウンデーション・ジャパン
<http://www.openid.or.jp/>
- ・野村総合研究所「OpenIDの現在と今後のデジタルアイデンティティの展望」
<http://src.nict.go.jp/event/symposium20090226/pdf/3-kudo.pdf>
- ・IT戦略本部（第7回）議事次第
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai7/7siryou05.html>
- ・次世代電子商取引推進協議会「エストニアIDカードの利用状」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kojin_ninsho/pdf/070201_si4.pdf#search='xroad+%E3%82%A8%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%8B%E3%82%A2'